ないよう、食品の衛生的取り扱いに十分注意しましょう。

問い合わせ先　御船保健所
☎282-0016

「子ども手当」法の申請について

平成22年度は、中学3年生までの子ども1人につき、月額1万3,000円（所得制限なし）が支給されます。

今年3月31日時点で児童手当を受けている場合は申請の必要はありませんが、4月から中学2・3年生のお子さんがいる世帯や、所得制限などにより児童手当を受けていない場合は申請が必要です。

4月中に、対象のお子さんがいる世帯に申請書を郵送する予定です。該当する場合は、役場子ども課で申請手続きを行ってください（公務員の方は、勤務先での申請になります）。

※国の予算案が3月中に成立しない場合は、今後内容が変更となる可能性があります。

問い合わせ先
役場子ども課子育て支援係
☎286-3111
内線261・262

平成22年度あんま、はり、きゅう治療券の交付

対象者　町内に住所を有する40歳以上の方

内容
●年間1人当たり20枚の交付
●1回の治療につき700円の補助
●施術業者指定あり
（交付時にお渡しします）

手続き方法　印鑑を持参のうえ、役場健康福祉課に備え付けの申請書で申請を行っていただきます。

問い合わせ先
役場健康福祉課
☎286-3111
内線131・132

土地価格等縦覧帳簿と家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

期間
4月1日(木)～5月31日(月)
※ただし、土・日曜日、祝日を除く。

時間
午前8時30分～午後5時15分

場所　役場税務課

縦覧できる人
固定資産税の納税義務者およびその同居の親族または納税管理人

持って来る物
納税通知書（課税明細書）、運転免許証または健康保険証などの身分を明らかにできるもの

※併せて「固定資産税課税台帳」の縦覧もできます。ただし、縦覧期間を過ぎての閲覧については、手数料（1件当たり300円）が必要となります。

問い合わせ先
役場税務課固定資産税係
☎286-3111
内線145・146

ミツバチに対する農薬危害防止について

ミツバチは、採蜜はもとより果樹類やいちご、メロン、すいか等の園芸作物の花粉交配には不可欠で、農業でも重要な役割を担っています。

これからカンキツ類の開花期を迎えますが、この時期の農薬散布にあたっては、次の3点に留意しミツバチの大量死亡事故が起きないよう十分注意しましょう。

①農薬ラベルの使用上の注意事項をよく確認し、ミツバチに影響のある薬剤を使用する場合は特に注意する。
②近くの養蜂家と巣箱の位置や防除計画など事前に情報交換する。
③防除時は、ほ場周辺を十分確認しミツバチや巣箱に農薬がかからないよう、注意する。

問い合わせ先
県農業技術課
☎333-2381
県畜産課
☎3333-2401
または最寄りの各地域振興局（熊本農政事務所）農業普及・振興課

ゴールデンウィーク中のし尿等汲み取りについて

し尿処理場である環境クリーンセンター（御船）が、施設整備のため4月30日（金）から5月7日（金）まで搬入できません。

期間中に、し尿、浄化槽汚泥の汲み取りが必要な場合は、収集業者へ連絡してください。

収集業者
●出崎商会
☎286-2408
●中野衛生
☎232-0636

農地の実勢賃借料について

平成21年12月15日の農地法改正に伴い、これまで農地の賃貸契約を結ぶ際の目安として農業委員会が定めていた標準小作料が廃止となりました。

つきましては、これまでの標準小作料に代わり、実勢賃借料を農地の賃貸契約を結ぶ目安として農業委員会が毎年情報の提供を行うこととなります。

次の実勢賃借料は、益城町において過去1年間に実際に締結された賃貸借契約を基に求めたものです。

なお、あくまで目安となるものですので農地の条件等の状況もふまえ、お互いに十分話し合ったうえで金額を決定してください。

実勢賃借料（10ａ当たり）

	田の部	畑の部
農振農用地区域内	18,000円	10,000円
農振農用地区域外	13,000円	7,000円

問い合わせ先　町農業委員会事務局　☎286-3111　内線244